

公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程

（目 的）

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会の職員（嘱託職員、特任体育指導員及びスポーツ指導員を除く。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給与の種類）

第2条 職員に支給する給与は、給料、役職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、賞与、時間外勤務手当、体育指導員手当及び退職手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、官公署又は民間企業等から派遣された職員に支給する給与は、派遣元との協定書に定めるところによる。

（給料の額）

第3条 職員の給料は別表1によることとし、新たに職員となった者の給料は、会長が決定する。

2 前項の規定にかかわらず、定年後再雇用された者及び高齢等のため官公署、学校及び民間企業等を退職し新たに職員となった者（以下「再雇用等職員」という。）の給料は、別表2により会長が決定する。

（昇給等の基準）

第4条 職員の昇給は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）に行う。

2 昇給日前1年間の全部を良好な成績で勤務したときは、4号給上位の号給に昇給させることができる。

3 前項の規定にかかわらず、職員が50歳に到達したときの昇給の号給数は、会長が決定する。

4 前2項の規定にかかわらず、前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。

5 前3項の規定にかかわらず、他の職員との均衡を著しく失するときの昇給の号給数は、会長が決定する。

6 職員が一の職から他の職に移った場合における昇給は、会長が決定する。

（給料の支給）

第5条 給料は、月の1日から末日までを計算期間として支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

（役職手当）

第6条 役職手当は、事務局長、施設長（園長及び館長をいう。以下同じ。）、事務局次長、リーダー

一、主幹及び施設次長に支給する。ただし、再雇用等職員については、これを支給しない。

2 役職手当の額は、次表のとおりとする。

事務局長	給料月額 $\times$ 16%相当額又は月額50,000円のいずれか高い額
施設長	月額50,000円
事務局次長	月額30,000円
リーダー 主幹 施設次長	月額20,000円

(扶養手当、住居手当及び通勤手当)

第7条 扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給額は、職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号）（以下「給与条例」という。）の適用を受ける者の例による。

(給与の減額等)

第8条 休職者の給与は、給与条例の適用を受ける者の例による。

2 職員が勤務せず、公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員就業規則第19条の規定に該当する場合は、給与条例の適用を受ける者の例により給与を減額する。

(賞 与)

第9条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する職員に対して支給する。

2 賞与の額は、期末手当相当と勤勉手当相当の合計額とする。

3 賞与の計算は、賞与計算基礎額に支給率を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における在職期間に応じた期間率を乗じるものとする。

4 賞与計算基礎額は、次のとおりとする。

(1) 期末手当相当の賞与計算基礎額は、給料月額に扶養手当を加えた額とする。

(2) 勤勉手当相当の賞与計算基礎額は、給料月額とする。

(3) 次表左欄に掲げる者（再雇用等職員を除く。）については、前2号の規定にかかわらず、前2号に規定する額に、給料月額に同表右欄に掲げる加算率を乗じて得た額を加算した額を賞与計算基礎額とする。

職員区分	加算率
事務局長 施設長	15%
事務局次長 リーダー 主幹 4級に在職する施設次長	10%
3級に在職する施設次長 サブリーダー 副主幹 主任体育指導員	5%

5 賞与の支給率は、再雇用等職員を除き、次表に掲げる範囲内とする。

基準日	期末手当相当	勤勉手当相当
6月1日	125.0/100	92.5/100
12月1日	125.0/100	92.5/100

- 6 再雇用等職員の賞与の支給率は、次表に掲げる範囲内とする。

基準日	期末手当相当	勤勉手当相当
6月1日	68.4/100	43.9/100
12月1日	68.4/100	43.9/100

- 7 第5項の勤勉手当相当の支給率については、運営・勤務成績等により支給率を変更することができることとする。なお、期末手当相当の支給率は、引き下げる場合に限り変更できるものとする。

- 8 期末手当相当の期間率は、次表のとおりとする。

在職期間	期間率
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

- 9 勤勉手当相当の期間率は、次表のとおりとする。

在職期間	期間率
6か月	100/100
5か月15日以上6か月未満	95/100
5か月以上5か月15日未満	90/100
4か月15日以上5か月未満	80/100
4か月以上4か月15日未満	70/100
3か月15日以上4か月未満	60/100
3か月以上3か月15日未満	50/100
2か月15日以上3か月未満	40/100
2か月以上2か月15日未満	30/100
1か月15日以上2か月未満	20/100
1か月以上1か月15日未満	15/100
15日以上1か月未満	10/100
15日未満	5/100
零	零

- 10 在職期間及び勤務期間の計算方法については、給与条例の適用を受ける者の例による。

(時間外勤務手当)

第10条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員には、勤務した時間に対し時間外勤務手当を支給する。

- 2 時間外勤務手当は、役職手当が支給される事務局長及び施設長には支給しない。

(体育指導員手当)

第11条 体育指導員手当は、会長が別に定める体育指導員及びスポーツ指導員に支給する。

- 2 体育指導員手当の額は、給料月額に15/100を乗じて得た額とする。

(退職手当)

第 1 2 条 退職手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。ただし、再雇用等職員には、これを支給しない。

(給与の支給日及び支給方法)

第 1 3 条 給与の支給日及び支給方法は、給与条例の例による。

(委 任)

第 1 4 条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 給料表の切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者には、平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 5 項に係る規定については、平成 2 7 年 1 2 月 1 日から適用するものとする。
- 2 平成 2 7 年 1 2 月に支給する期末手当相当及び勤勉手当相当の額は、改正後の規程第 9 条第 5 項の規定にかかわらず、第 1 号及び第 2 号に掲げる額とする。
 - (1) 改正後の規程第 9 条第 5 項表中期末手当相当欄「1 3 6 / 1 0 0」とあるのは「1 3 8 / 1 0 0」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて平成 2 7 年 1 2 月に支給されることとなる期末手当相当の額
 - (2) 改正後の規程第 9 条第 5 項表中勤勉手当相当欄「5 8 . 5 / 1 0 0」とあるのは「6 2 / 1 0 0」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて平成 2 7 年 1 2 月に支給されることとなる勤勉手当相当の額
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月7日から施行するものとし、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年12月に支給する期末手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

改正後の規程第9条第5項表中期末手当相当欄「128.5/100」とあるのは「126/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて平成28年12月に支給されることとなる期末手当相当の額

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月22日から施行するものとし、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月24日から施行するものとし、令和元年12月1日から適用する。
- 2 令和元年12月に支給する期末手当相当及び勤勉手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、第1号及び第2号に掲げる額とする。
 - (1) 改正後の規程第9条第5項表中期末手当相当欄「121.5」とあるのは「128.5/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて令和元年12月に支給されることとなる期末手当相当の額
 - (2) 改正後の規程第9条第5項表中勤勉手当相当欄「81.0」とあるのは「83.5/100」と読み替えた場合の同条の規定に基づいて令和元年12月に支給されることとなる勤勉手当相当の額
- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年11月24日から施行する。
- 2 令和2年12月に支給する勤勉手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、

下記第1号に掲げる額とする。

- (1) 改正後の規程第9条第5項表中勤勉手当相当欄「77.0」とあるのが令和2年12月に支給される勤勉手当相当額で「73.0」と読み替え、年間分で調整する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年11月5日から施行する。
- 2 令和3年12月に支給する期末手当相当及び勤勉手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、下記第1号及び第2号に掲げる額とする。
 - (1) 改正後の規程第9条第5項表中期末手当相当欄「120.0」とあるのが令和3年12月に支給される期末手当相当額で「118.5」と読み替え、年間分で調整する。
 - (2) 改正後の規程第9条第5項表中勤勉手当相当欄「76.0」とあるのが令和3年12月に支給される勤勉手当相当額で「75.0」と読み替え、年間分で調整する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規程の規定による給与の年間支給額が、改正前の規程の規定による給与の年間支給額と比較し、著しく減額となる場合は、令和4年度に限り、会長が別に定める激減緩和の措置を講ずることができる。

附 則

この規程は、令和4年8月9日から施行するものとし、令和4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年11月18日から施行する。
- 2 令和4年12月に支給する勤勉手当相当の額は、改正後の規程第9条第5項の規定にかかわらず、下記第1号及び第2号に掲げる額とする。
 - (1) 改正後の規程第9条第5項表中勤勉手当相当欄「83.5」とあるのを令和4年12月に支給される勤勉手当相当額は「91.0」と読み替え、年間分で調整する。
 - (2) 改正後の規程第9条第7項中の平均支給率「85.0／100」とあるのを令和4年12月に支給される勤勉手当相当は平均支給率で「92.5／100」と読み替え、年間分で調整する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施工期日等)

第1条の規定による改正後の公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程は、令和6年1月23

日から施行し、令和5年6月1日から適用する。

第2条の規定による改正後の公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程は、令和6年1月23日から施行する。

(給与の内払)

この規定による改正後の公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程による給料の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程による改正後の公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程は、令和7年4月1日から施行し、次項は、令和6年12月1日から適用する。

(令和6年12月1日を基準日とする賞与の支給率の特例)

- 2 この規程による改正後の公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程第9条第5項及び第6項の規定にかかわらず、令和6年12月1日を基準日とする期末手当相当及び勤勉手当相当の支給率は、次の表のとおりとする。

ア 再雇用等職員以外の職員（第9条第5項関係）

期末手当相当	勤勉手当相当
127.5/100	97.5/100

イ 再雇用等職員（第9条第6項関係）

期末手当相当	勤勉手当相当
69.5/100	46.5/100

(給料表の切替)

- 3 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程別表第1が適用される職員であって同日においてその者が属していた区分が附則別表に掲げられているものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた区分及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

(給料の内払)

- 4 この規程による改正後の公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員給与規程の規定による給料の内払とみなす。

附 則

この規程は、令和7年2月17日から施行し、令和7年度におけるスポーツ指導員の採用の公募の日から適用する。